

## 議会運営委員会・議会改革推進協議会合同行政視察報告書

\* 報告者

議会運営委員会委員長 川原光男

\* 視察研修参加議員名

川原光男、生本富士代、川股洋一、新岡知恵、澁谷敏明、長谷文子、野沢宏紀、小橋薫、武藤光一、市川慎二、早坂貴敏

\* 視察研修日程

令和 4 年 8 月 8 日 (月) ~ 8 月 1 0 日 (水) の 2 泊 3 日

\* 視察研修項目

8 月 8 日 (月) 兵庫県洲本市

(議会運営全般、市議会だより、議会報告会事業について)

8 月 9 日 (火) 大阪府大東市

(議会運営全般、通年議会、休日・夜間議会、議場講演会、議会報告会事業について)

8 月 10 日 (水) 京都府亀岡市

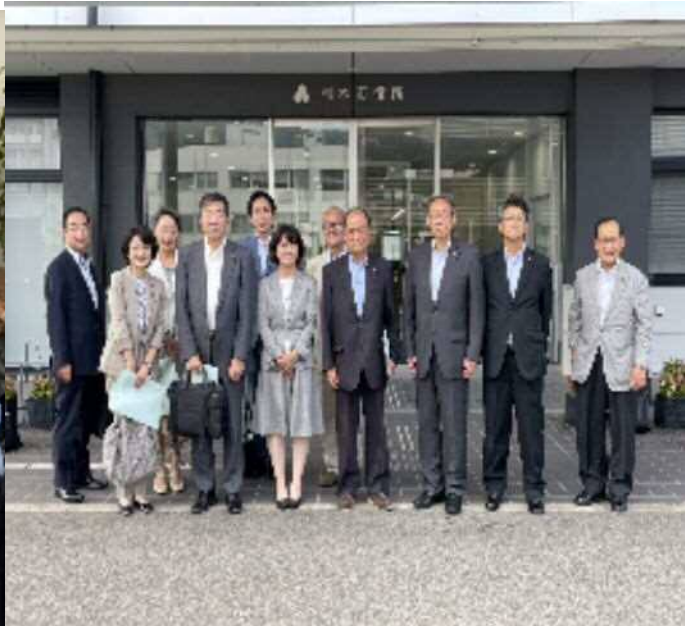
(議会運営全般、通年議会、文書質問、議会基本条例、議会報告会事業について)

視察研修先・兵庫県洲本市

視察研修項目・議会運営全般、市議会だより、議会報告会事業について

研修先対応者（名刺等）・研修風景（写真等）・研修資料等

\*名刺・写真・資料等\*

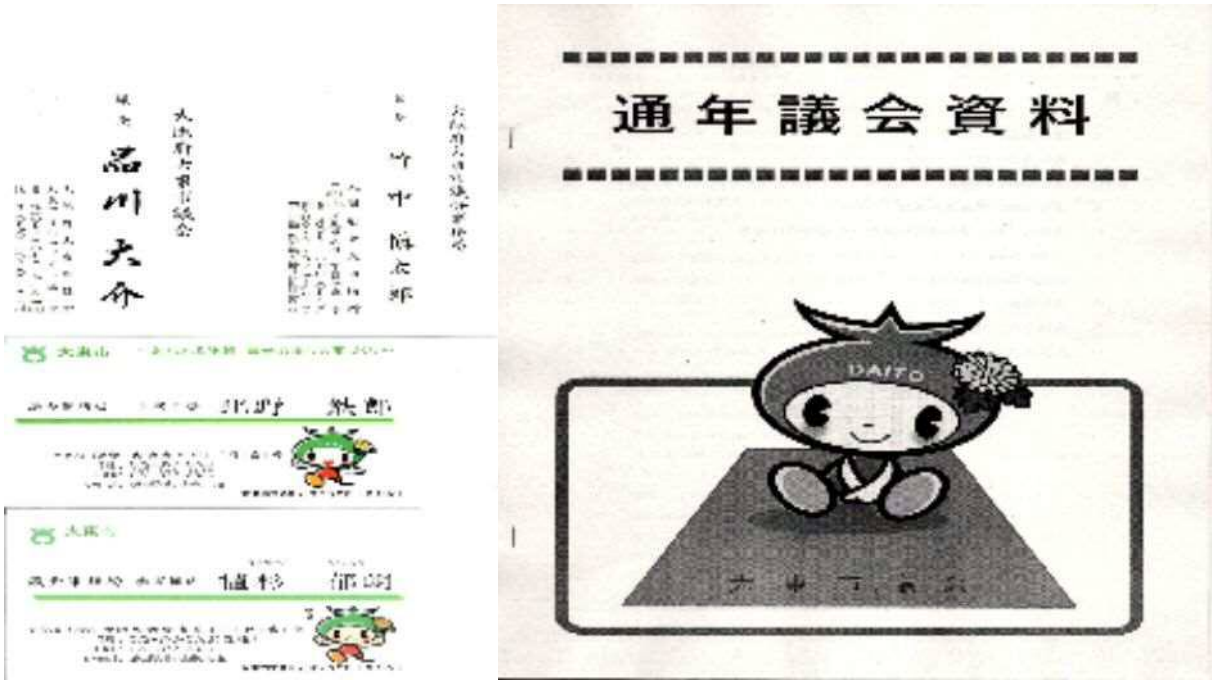


視察研修先・大阪府大東市

視察研修項目・議会運営全般、通年議会、休日・夜間議会、議場講演会、議会報告会事業について

研修先対応者（名刺等）・研修風景（写真等）・研修資料等

\*名刺・写真・資料等\*





視察研修先・京都府亀岡市

視察研修項目・議会運営全般、通年議会、文書質問、議会基本条例、議会報告会事業について

研修先対応者（名刺等）・研修風景（写真等）・研修資料等

\*名刺・写真・資料等\*



視察研修先・兵庫県洲本市
視察研修項目・議会運営全般、市議会だより、議会報告会事業について
報告者・川原光男
<p>* 議員個々の考察と見解 *</p> <p><u>議会だよりについて</u></p> <p>平成 22 年洲本市議会基本条例を施行、第 13 条に（公開性の確保）として『議会報』が位置付けられ、市民に対して積極的な説明責任を果たすとともに情報の公開に努めなければならないとされた。</p> <p>そのことを受けて平成 23 年に議会だよりを議員みずからの手で編集し、発行していくことを目的に「議会報編集特別委員会」を設置し、現在は広聴部門を加えて【広報公聴特別委員会】に変化し、各常任委員会から 2 名を選出し任期 1 年で再任を妨げず運営を行っている。</p> <p><u>具体的な活動としては</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 , 編集方針・レイアウト・原稿の作成者の決定。</li><li>2 , 発行日を定例会が閉会した翌月の 15 日とする。</li><li>3 , 議員みずからが原稿を作成し、編集する事。</li><li>4 , 議会事務局の役割は、レイアウト（案）、議会日程、議決結果など。</li></ol> <p><u>表紙のデザインの工夫</u></p> <p>平成 28 年から「みんなのぎかい」とタイトルを、身近で市民とともにある意味を込めて変更した。</p> <p>令和 2 年から表紙写真を一般募集（12 名応募で 37 枚の写真）写真を壊さないように「みんなのぎかい」の色や形をその都度気遣い変更している。</p> <p>表紙写真の公募については、公募要領を定め無償で著作権など責任関係は全て応募者に帰属する取り決めとなっている。他、細部について定められている。</p> <p><u>市議会だよりのレベルアップ</u></p> <p>まずは、手に取ってもらうことが大事。</p> <p>ファッション誌と勘違いされる表紙が必要。</p> <p>各常任委員会ごとに色分けをしている。</p> <p><u>ホームページとの連携</u></p> <p>令和 3 年より、文字を大きくするため二次元バーコードを付けて録画へ誘導していく。</p>

視察研修先・大阪府大東市
視察研修項目・議会運営全般、通年議会、休日・夜間議会、議場講演会、議会報告会事業について
報告者・川原光男
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>1 , <u>通年議会について</u> 導入のきっかけは、専決処分を出来るだけなくしていきたい。 課題となることは、地方自治法上の一時不再議の原則に抵触する件については、事情変更の原則に則り同一内容の案件を再審議出来るよう解釈している。</p> <p>2 , <u>休日・夜間議会について</u> 第1定議会の市長所信表明、議会から代表質問について35分間で会派代表が実施する。順番については抽選で決定する。 録画中継もあるので止めてもいいのではないかと考えている。議場講演会の時には傍聴を招待としている。 又、演奏者は団体から推薦を頂いている。全て大東市に関係する人に限定する。</p> <p>3 , <u>政策意見交換会について</u> 年1回程度毎年実施されている。参加者は60～100人の参加。 意見交換で出た意見は、一般質問で各議員の裁量で取り上げ政策に反映している。</p> <p>4 , <u>市民レポーターについて</u> 定数は10人としている。 議会市民レポーター会議は、議長・副議長が出席している。</p> <p>5 , <u>出前議会報告会について</u> 出席者は、1地区につき議長・司会者及び議員4名 議長を除く議員全員が3地区のいずれかに1回参加する 同じ地区に同会派が2人出席は認めない</p> <p>内容 議会活動の報告（1人10分） 順番は大会派順とする 議員と市民との意見交換会（30分程度）</p> <p>6 , <u>議会だよりは事務局が作成している</u></p>

視察研修先・京都府亀岡市
視察研修項目・議会運営全般、通年議会、文書質問、議会基本条例、議会報告会事業について
報告者・川原光男
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>1 , <u>本会議の休日開催について</u> 現在は、傍聴者も減少気味であり経費削減のため休んでいる状況である。</p> <p>2 , <u>議会基本条例について</u> 2年ごとに検証を実施し各議員の温度差をなくしていくよう努めている。</p> <p>3 , <u>議会報告会について</u> 定期的に実施していたが、徐々に必要な時に開催していくように若干小さくなってきている。</p> <p>4 , <u>文書質問について</u> 閉会中の運用と開会中の運用とがある。 1 議員 1 回 1 項目を限度としている。 委員外委員の制度による議論の深めと、文書質問による議論の深めの違いは良くわからないと感じた。 2 定から 3 定までの長期間の閉会時における質問権の担保のために設置をしたが、通年議会に採用により最近は行ってはいない状況である。</p> <p>5 , <u>市議会フェスブックについて</u> 投稿は議員が全て行う事としているが、管理権限は、議長、議会運営委員長、広報公聴正副委員長、常任委員長、その他管理権限者が認めたものが持つようにしている。</p> <p>6 , <u>議長の定例記者会見について</u> この事で、議会の PR の必要性が拡大している。</p> <p>7 , <u>議会だよりについて</u> ページ数を削減していこうとしている。 広報部会 9 人（各会派 1 名の選任）（副委員長が委員となる）市民目線で見やすさを追求している。 議会だよりの作成には、議員自らが編集していく。併せて専門家の知見（落札業者）も編集に加わり内容の充実に努めている。 また、議会報告会資料としても活用している。</p>

視察研修先・兵庫県洲本市
視察研修項目・議会運営全般、市議会だより(表紙写真公募)、議会報告会等について
報告者・生本富士代
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>今回の視察の目的は、洲本市議会の議会だよりが、近畿市町村広報紙コンクールにて「奨励賞」を受賞し、その表紙写真は市民からの公募であること等、内容もさることながら、「広報公聴特別委員会」設置の経緯と、議会運営全般を調査研究するため。</p> <p>議会改革の主な取り組みは、議会基本条例を平成 22 年に制定し、市民に対して公開性の確保や、広報公聴として報告会の開催、市民の意見を聴取する場を設けることが条文に謳われている。条例の逐条解説はとても分かりやすい内容となっている。</p> <p>議会報告会は年 2 回、全議員参加で行われ、コロナ禍で開催できなかった時には、動画配信するなど情報伝達を工夫している。配信後、すぐに市民アンケートを実施し、調査結果を公表している(R3 年度、回答率 36.9%)。今年度初めて高校生との意見交換会が実施されたことや、毎回「議会だより」を各高校に 20 部配布し、主権者教育にも努めている。</p> <p>広報公聴特別委員会は、説明責任を果たす開かれた議会づくりを目指して、議会報告会や、地域別での懇談会開催や、議会だよりを議員自らの手で編集し発行していくことを目的とし設置された。具体的な活動内容は、議会だよりの編集作業には、3 つのコンセプトがあり、①市民に見やすくより親しみを感じてもらおう。②市民に早く届けるため発行日を、定例会が閉会した翌月 15 日とする。③議員自ら原稿を作成し編集すること、としている。発行回数、全体部数、配布方法等、ほぼ同じ形式ではあるが、恵庭市議会だよりとの大きな相違点は、編集を議員自ら手掛けているという点と、市民に分りやすくという思いが、紙面の随所に伝わってくる内容であったことだ。</p> <p>紙面はフルカラーで、R2 年度より表紙写真の一般応募が始まり、これまで 37 作品集まり、個人で 12 名の参加であった。作品としての写真を生かすために、表紙にはあまり文字を入れないう工夫され、「みんなのぎかい」という表題の色も、都度、変更している。実際に手に取ると、思わず読みたくなるような気持になる、とても温もりを感じる議会だよりとなっていた。議会だよりの評価やアドバイスをもらうため、先進地視察を行うなど、更なる市議会だよりのレベルアップに努めていることに感銘を受けた。一つの活動を継続的に行っている事に、議員皆様の意識の高さを感じた。</p> <p>洲本市議会の市民に開かれた議会の構築を目指して、情報公開に努めている姿勢に、議員として多くの事を学びとても参考となる視察となった。今後、恵庭市議会に取り入れたいと思う活動内容は多くあるが、まずは、議員一人一人の意識を高めることから始めなければ、何事も変わっていかない事を再確認する視察でもあった。</p>



視察研修先・大阪府大東市
視察研修項目・議会運営全般、通年議会、休日・夜間議会、議場講演会等について
報告者・生本富士代
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>○視察の目的</p> <p>市議会の透明性や活性化を図るために、積極的に議会改革を推進し、様々な取り組みをしている大東市議会の現状を調査研究するため。特に通年議会を検討している恵庭市議会の参考とするため。</p> <p>○議会改革の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数の削減（平成 7 年に 22 名→20 名、最終的に平成 16 年に現在の 17 名）</li> <li>・議会基本条例の制定（平成 22 年）</li> <li>・出前議会報告会、日曜議会、夜間議会の開催（市民に開かれた議会を目指して）</li> <li>・議会と行政の関係の中で、理事者側に反問権を規定（実施要項を制定）</li> <li>・本会議開会前に、議場コンサートや市民講演会の開催（9 月 12 月 3 月と毎年実施）</li> <li>・市議会市民レポーターを設置（各会派推薦）</li> <li>・通年議会の設置（平成 26 年）</li> <li>・議員研修（講師を招いて行う）</li> </ul> <p>○自身の考察</p> <p>大東市議会では、通年議会がどのように行われているのか関心が大きかったところではあるが、私自身、仕組みがあまり理解できなかった。議会が主導的かつ機能的に活動できるよう、又、随時本会議が開けるよう設置したとの事であったが、年 4 回開催される定例会の通常開催との違いや、議会活動にどんな効果があるのか、追求に至らなかったことが自身の反省点である。</p> <p>大東市には区長制があり、区長は地域の問題点を直接市の所管に持ち込むことができるというのは、とても良い取り組みと感じた。更に常任委員会の名称がわかりやすく「街づくり委員会」や「未来づくり委員会」等、市民に親しみを持ってもらいたいとの思いでネーミングを考えたのは、市民に寄り添った取り組みである。</p> <p>特筆すべき点は、年 2 回行われる、夜間議会や日曜議会の傍聴者数がとても多いことであった。（H12 年夜間に 147 人、H13 年日曜 112 人。近年 10 人前後ではあるが…）本会議の同時中継も始まったことで、数の推移としては年々減少。傍聴者募集の手法として、市内、66 の各団体に傍聴招待を行っているのは、斬新な取り組みだと思う。</p> <p>何よりも感銘を受けたのは、大東市議会事務局の心からの歓迎ぶりであった。事務局職員のおもてなしの姿勢が私達に伝わり、心癒される瞬間を過ごすことができ、とても印象に残る視察であった。</p>

視察研修先・京都府亀岡市
視察研修項目・議会運営全般、通年議会、文書質問、議会報告会等について
報告者・生本富士代
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>○視察の目的</p> <p>市民福祉の増進を目指して、議会改革の具体的な取り組みと通年議会と文書質問について調査研究するため。</p> <p>○議会改革の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数の検討（平成 15 年 30 名→28 名、その後削減し平成 27 年→現在の 24 名）</li> <li>・本会議のインターネット中継 ・委員会会議録の公開（平成 23 年～）</li> <li>・本会議の休日開催（平成 14 年～日曜議会・平成 22 年～土曜議会）</li> <li>・議会基本条例の制定（平成 22 年）</li> <li>・議会報告会とわがまちトーク（市民との意見交換会を毎年行う）</li> <li>・通年議会の導入（平成 30 年）、文書質問</li> <li>・政策研究会（平成 24 年～）</li> <li>・子ども議会（小・中学生）、高校生議会の開催</li> <li>・広報公聴の充実（議員自ら議会報を編集し専門家の知見の活用）</li> </ul> <p>○自身の考察</p> <p>亀岡市議会の通年議会に関する見解は、定例会の会期を 1 年間と定めることにより、これまで閉会中に市長が専決処分していた議案等を迅速に審議できる体制を整え、議会の権能を高める意義があること、毎月定例で常任委員会を開いていることが、通年議会の運用メリットであることを学んだ。</p> <p>文書質問に関しては、平成 24 年の運用開始から現在までに 7 件の実施であった。質問の範囲は市の一般事務とし、1 議員 1 回 1 項目を限度とするもの。議員の質問権確保という目的での取り組みではあるが、通年議会導入後は行われていないとの事。恵庭市議会が、今後検討している文書質問の内容に近い形なのでは…と思った。</p> <p>とても印象的だったのは、議長はじめ議員の皆様が、私達からのどんな質問に対しても、自信を持って自ら議会改革の内容を語る姿に、議員としての意識の高さが伝わってくるのを感じた。自分達で改革を進め、決めた事に対して責任もって見直しを行い、市民に示していくという姿勢を学ぶことのできた有意義な視察であった。</p>

視察研修先・兵庫県洲本市
視察研修項目・議会運営全般・市議会便り・議会報告会について
報告者・川股 洋一
<p><b>*議員個々の考察と見解*</b></p> <p>平成 21 年 12 月議会において議会基本条例が可決され、これに基づき、開かれた説明責任を果たす議会づくりに取り組んできた。</p> <p>その一環として議員による編集で発行すべきであるとの議論から、平成 23 年 3 月議会報編集特別委員会を設置した。</p> <p>現在は、所掌事務に広報部門を加え広報公聴特別委員会となっている。</p> <p>構成メンバーは、3 つある各常任委員会（総務・教育民生・産業建設）から 2 名ずつ選任し任期は 1 年（再任は妨げない）、正副議長も委員会に参加するが、編集には携わらない。</p> <p>議会報は、議会最終日の翌月の 15 日に市民に行き渡るように発行する。</p> <p>したがって議会開催中に作業に取り掛かり、原稿作成の役割分担を決め行い、一般質問は、本人が原稿を作成する。</p> <p>議会報の予算額は令和 4 年度 267 万円であり、平成 28 年から市議会だよりから、市民に親しみやすい「みんなのぎかい」とした。また、地元洲本高校の生徒会役員との議会懇談会で議会報の在り方の協議で、見て解るような写真を多く使い施説明は、簡潔明瞭に、余白の確保に努め、レイアウトの更なる工夫や専門用語を解りやすくする等の意見がありその報告で編集作業を進める事となった。</p> <p>また、表紙の写真を一般公募し採用した作品へのタイトル等は、写真のイメージを壊さぬように毎回配色デザインを変えている。</p> <p>紙面は、フルカラーとし各常任委員会ごとに色分けをして、解りやすく表示している。</p> <p>写真を出来るだけ大きくし余白を残す事、写真を見ただけでも内容がよくわかるように工夫する事が上げられていた。</p> <p>また、市議会だよりのスキルアップを目指すため、先進地事例を模索しに広報公聴特別委員会の視察研修も実施している。</p> <p>特に、市議会だよりとホームページに QR コードを貼り付け動画に誘導などする工夫もされておりました。</p> <p>議会報告会・議会懇談会においては、町内会連合会との共催とし、広報公聴特別委員が主担当となり、全議員が役割分担をし運営され、議会の役割や協議・審議された事を報告する。質疑はあまり受け付けず、各グループに分かれ車座方式で地域の課題や問題点の洗い出し、意見交換を行い記録担当を設け整理し、後日広報公聴特別委員会に提出する。</p> <p>提出された各種課題は、広報公聴特別委員会が各常任委員会に分配し地域からの課題や問題点を理事者に報告しその結果をリターンする。</p> <p>ケーブルテレビやインターネットで本会議や議会報告会の録画を流すなど、コロナ禍で会場に向く事が出来ない報告会をオンラインで開催も行っておりました。</p> <p>以上先進的な取り組みをなされている洲本市に感謝を申し上げ、恵庭にどのように反映できるものかしっかり考察したいと思います。</p>

視察研修先・大阪府大東市
視察研修項目・議会運営全般・通年議会・休日、夜間議会・議場講演会・議会報告について
報告者・川股 洋一
<p><b>*議員個々の考察と見解*</b></p> <p>通年議会について</p> <p>通年議会には、ふたつのパターンがある。</p> <p>1、 条例で定める定例会の回数を年1回とし、議会の会期を1年間とする方法である。 従来の年4回の定例議会の開催時期を定例月議会として本会議を再開し、議案審議、一般質問を行い従来の臨時議会は、特別議会として本会議を開催する方法がある。</p> <p>① 市長が毎年議会を一回招集するのみ。 ② 議会の議決により会期を1年とする（招集には事務的に一定の期間を要するので1年未満の会期となる）。 ③ 議会の判断で本会議を開催できる。 ④ 開会のための本会議を行う必要があが、閉会については、定例月議会の最終日の閉会、閉会議会、自然閉会の3パターンがある。</p> <p>会議の流れで4月1日を会期のはじめとする場合</p> <p>① 3月25日市長により告示、招集する。 ② 4月1日 本会議（開会議会）会期の決定 358日。専決承認の案件あり （市税条例/保険税条例：3月末の閉会中の期間の専決のため） ③ 5月 特別議会（本会議の招集なし） ④ 6月定例月議会：従来と同様 ⑤ 9月定例月議会：決算認定は会期中のため通常に付託する。 ⑥ 12月定例月議会：従来と同様 ⑦ 3月定例月議会：3月24日までに閉会する。</p> <p>2、 地方自治法の「通年の会期」を採用する方法</p> <p>「通年の会期」とは、定例議会、臨時議会の区別を設けず、条例で定める日から翌年の当該日の前日までの1年を会期とする制度（平成24年の法改正で創設）</p> <p>地方自治法 第102条の2</p> <p>普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会、臨時会とせず、毎年、条例の定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることが出来る。</p> <p>① 実質的に市長が4年に1回議会を招集する。（市長改選期に収集し以後はみなし招集とする） ② 市長の招集によらずとも議会の判断で本会議を開くことが可能である。</p>



- ③ 定例日を固定化させてしまう事により、現在の定例会でいう第1日目は予定の調整が出来なくなる。
- ④ 会議を開く日（定例日）を条例で定めなければならないため、本会議日程に一定の制約をうける。

#### 会議のながれ「地方自治法の「通年の会期」の場合

- ① 4月1日：会期が自動的に開始される。（市長の招集なし「みなし招集」）
- ② 5月特別議会（本会議の招集案件不要）議長選挙。役員等
- ③ 6月定例月議会：定例日に初日を開催、専決承認（179条）の案件なし
- ④ 9月定例月議会：定例日に初日を開催、決算認定は通常付託
- ⑤ 12月定例月議会：定例日に初日を開催
- ⑥ 3月定例月議会：定例日に初日を開催
- ⑦ 3月末頃 特別議会：市税条例/保険税条例の改正等
- ⑧ 3月31日会期が終了する。

「通年会期」の場合は、選挙後の最初の議会のみ、市長が議会を招集する。その後は自動的に会期等が条例通りに開始され、議員任期の終わりで終了する。

#### 通年議会の問題点について

- ① 年間議事予定にない急遽のかいさいの場合、定足数に達せず、流会となる可能性がある事との事であります。  
しかし、あまりないケースであると思われるが、議員本人の冠婚葬以外は、調整が付く物もあり得る、議会優先を決断してこそ市民から負託を得た議員であると私は考えます。
- ② 専決処分がなくなれば、自然災害等の迅速に対応すべき事態が発生した時、議会対応を優先するあまり、現場対応が後回しになり、市民の利益が損なわれる可能性があるとの事であります。  
しかし、自然災害等の迅速に対応すべき事態が生じた時など、あらかじめ、法179条の専決を認める事項など対策を検討する事で回避できると考えます。

ここで、法179条の適用の条件について考察します。

- a 普通地方公共団体の議会が成立しないとき（定足数に満たないとき）。
- b 議会に於いて議決すべき事件を議決しないとき。
- c 普通地方公共団体の議会議長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない事が明らかであると認めるとき。

しかし、cについては、通年議会には適用するべきではないと考えられます。

- ③ 執行部の行政能率に影響を及ぼすおそれがある。  
このことについては、行政側との綿密な調整により解消されると考えます。

#### 常任委員会調査について

所管事務調査については、所定の手続きをした上で閉会中の継続審査の議決、又は閉会中の調査事項の議決が必要であるが、それぞれなくなり常任委員会の専門委員会としての機能が十分に発揮できるものと感じた。

#### 継続審査と審議未了について

継続審査：委員長の継続審査の申し出、本会議の議決

4月1日から3月31日まで通年とした場合、3月31日までは、本会議で議決しなかった場合、自動的に継続審査となる。

審議未了（廃案）：本会議で採決を行わない場合、定例会が閉会した時点で廃案となる。

#### 一時不再議について

会議における原則の1つで会議に於いて一度決定した事柄については、再度審議されることが否定されるとする原則を言う。同一事項が蒸し返される事により、議事の効率的処理が妨げられることを防止するために認められる。会議の合理的運営を目的とする原則である。（一時不再議の適用を妨げる場合の法理論として事情変更の原則がある）

#### 事情変更の原則について

議会構成委員の変更と言った主体側の事情に加え、突発的な災害等により議決の前提が大きく変動したような場合等、議決後に客観的な事情の変更があれば、同一内容の案件を再審議できる事とするものである。

考察 通年議会は私にとってのデメリットは少なく恵庭市議会にも適用すべきと検討するものであります。

視察研修先・京都府亀岡市
視察研修項目・議会運営全般・通年議会・文書質問・議会報告会について
報告者・川股 洋一
<p><b>*議員個々の考察と見解*</b></p> <p>亀岡市議会は、議会改革の取り組みとして、「市民福祉の増進を目指して」をスローガンにしておられ、興味深く研修をさせていただきました。</p> <p>議会基本条例の考え方として基本条例の制定は、これまで進めてきた議会改革の集大成ではあるが、ひとつのステップ（通過点）に過ぎない。</p> <p>基本条例は、議会活動（行動）基準・評価基準であるとの事であります。</p> <p>議会改革とは、議会基本条例の目的である「市民福祉の増進」に資する議会となるために、議会基本条例の各条項に定める理念と現実（実態）とのギャップを検証し解消する活動である。との素晴らしい理念をお伺いし、その実現のための細部について更に興味をもつことが出来ました。</p> <p>また、基本条例の運用の課題と議会改革の取り組みとして、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市民参加の拡充（議会報告会・意見交換会）</li> <li>② 討議の充実（議員間の自由討議・対執行機関）</li> <li>③ 審議。審査力（調査力）の向上</li> <li>④ 政策（提言）形成サイクルの確立（支持者の声を市民の声に、市民の声を政策に）</li> <li>⑤ ベクトルの一致（議員力）</li> <li>⑥ 執行機関の理解（速度と意識のズレ）</li> <li>⑦ 議会事務局の充実強化（議会における車の両輪として）</li> <li>⑧ 内なる改革から市民と共に歩む改革へ</li> <li>⑨ つねに挑戦し、進化する議会へ。</li> </ol> <p>このような課題をしっかりと受け止め具現化していく活動をされておりました。</p> <p>平成10年10月より議会運営委員会において「地方分権と市議会の活性化」に関する議論を開始されました。私が議員にさせて頂いた約10年前より問題意識を持ち活発な議論がなされて来たとの事度ありました。</p> <p>おもな取り組みとして、市民に対して透明性の確保を目指し様々な取り組みをはじめられました。</p> <p><b>政務活動費・議長交際費の一般公開</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成17年から議長交際費の一般公開</li> <li>② 平成23年から政務活動費、収支報告書の一般公開</li> <li>③ 市役所1階市民コーナーでも閲覧可能</li> </ol> <p><b>インターネットによる公開</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成21年 本会議の配信（ライブ。録画）本会議録検索システム導入</li> </ol>

- ② 平成 23 年 委員会会議録の公開
- ③ 平成 25 年 決算特別委員会の配信（録画）
- ④ 平成 26 年 予算特別委員会の配信（録画）
- ⑤ 平成 29 年 スマートデバイスに対応（スマートフォンやタブレット端末に対応）
- ⑥ 令和 3 年 各常任委員会の配信（録画）・（総務文教・環境市民厚生・産業建設）

#### 一般質問

- ① 平成 16 年 一問一答方式を代表質問で開始
- ② 平成 17 年 同 個人質問でも採用
- ③ 平成 20 年 代表質問を一括方式に戻した
- ④ 平成 25 年 質問席を 議席中央前列の 1 席に設定

#### 費用弁償

- ① 平成 18 年 費用弁償廃止・審議会委員の
- ② 平成 28 年 費用弁償復活（交通費に係る実費分）・1 kmにつき 37 円換算

#### 政治倫理条例

- ① 平成 19 年 政治倫理条例検討特別委員会設置（8 回の会議を開催し検討した）
- ② 平成 20 年 政治倫理条例を制定 同 9 月施行
- ③ 対象者は、議員のみならず市長等の特別職も含む

#### 月例常任委員会

- ① 平成 21 年 所管事務調査を行った  
・執行部の事業等・予算、決算審査の事前調査（事務事業評価）・行政視察の検討

#### 本会議の休日開催

- ① 平成 14 年 12 月 日曜議会開催 傍聴者 74 人
- ② 平成 22 年 9 月 土曜議会開催 傍聴者 59 人（市政執行 55 周年記念事業）
- ③ 平成 24 年 3 月 土曜議会開催 傍聴者 96 人（議会改革推進特別委員会で検討）
- ④ 平成 25 年 3 月 土曜議会開催 傍聴者 25 人（議会改革推進特別委員会で検討）

#### 議員定数の検討

- ① 平成 15 年 30 人から 28 人
- ② 平成 19 年 28 人から 26 人（議員定数検討特別委員会で検討）
- ③ 平成 23 年 議会活性化推進委員会と検討等したが変更なし
- ④ 平成 27 年 26 人から 24 人（議会改革推進特別御委員会・議会運営委員会で検討）



## 議会基本条例

### ① 平成 22 年 10 月 制定

経過 H21～H22, 10 月 (17 回の協議)

パブリックコメント、条例説明会の開催 (市内 7 会場) 121 人

パブリックコメント 23 件の意見あり

制定後 2 年ごとの検証を実施する。

## 議会報告会等

① 平成 24 年 11 月～平成 26 年 2 月 議会報告会及び議会報告&わがまちトーク  
48 会場 776 人参加

② 平成 26 年 4 月～平成 26 年 11 月 わがまちトーク (市民との意見交換会)  
2 会場 43 人参加  
テーマは「放課後児童会」・「広報公聴」

③ 平成 27 年 6 月～平成 29 年 10 月 27 会場 499 人参加

④ 平成 27 年 8 月 わがまちトーク (市民との意見交換会)  
テーマは、「NPO との意見交換」  
1 会場 36 人参加

⑤ 平成 28 年 10 月～平成 30 年 12 月 わがまちトーク (自治会版)  
14 会場 263 人参加

⑥ 平成 29 年 11 月 わがまちトーク (各種団体版)  
テーマ「成人式実行委員会との意見交換」  
1 会場 5 人参加

⑦ 令和元年 11 月～令和 2 年 2 月 わがまちトーク (自治会版)  
2 会場 81 人参加

⑧ 令和 3 年 1 月 意見交換会 (高校生と環境問題について)

このように多くの議会報告会やわがまちトークで数多くの様々な市民、団体、学生との意見交換を行っており、継続出来ていることに大変感銘を受けました。

## 事務事業評価の実施

① 平成 21 年 試行実施 (H20 年度決算審査)

② 平成 22 年 本格実施 (H21 年度決算審査)

事務事業評価の目的は、決算審査において、実施された事務事業の経済性、効率性、有効性等を議会で議論、評価する事で、その結果を今後の事務事業の点検、改善及び予算編成に生かし市民福祉の増進に資する事務事業の実施につなげる事を目的としている。

## 会議へのパソコン等の持ち込みについて

① 平成 23 年 本会議・委員会へのパソコン等の持ち込みを許可した。

(インターネット接続は不可、資料閲覧、記録を目的とする)

- ② 平成 24 年 委員会でのパソコン等の使用を認め、インターネット接続を認めるが発信は不許可とした。
- ③ 令和 4 年 議員 1 人に 1 台タブレット端末を貸与し議会における全ての会議で利用を可能とした (ソフトウェアは、サイドブック)

#### 文書質問について

目的は、文書質問は。での議論に資するよう一定の事実関係を明確にすることである。

- ① 平成 24 年 運用開始 (議会改革推進特別委員会で議論した)
- ② 平成 30 年 運用改正 (通年議会に対応した)

#### 文書質問実施要項 (基本条例運用基準 H30、3 改正)

- ① 質疑の範囲は市の一般事務とし、作成は文書質問書様式を用いて行う。
- ② 文書質問の送付及び回答は、議長を経る。
- ③ 回答期限は 2 週間を基本とする。但し、内容によっては延長可能とし議長が決定する。
- ④ 議長は、文書質問書及び文書質問答弁書の写しをその都度各議員に配布すると共に次の本会議の諸報告で報告を行い、会議録に掲載する。
- ⑤ 運用基準に定めるもの以外は、議長が決定する。

#### 政策研究会

平成 24 年から行っており、同一の会派に属さない 3 人以上が、政策研究のテーマと期間を設定し、幹事会 (会派代表会議) を通じて、参加する議員を呼びかけ賛同する議員により結成する

- ① 政策的条例案の策定に関する事
  - ② 市長、その他の執行機関に対する政策提言に関する事
  - ③ 政策研究会は、活動結果を議長に報告する事
- 事例として
- 自動虐待及びいじめ防止条例について (H26)
  - 農林観光政策について (H27)

令和 3 年より政策研究会の活動に公費を充てられるよう「議会運営委員会を通じて参加議員を呼びかける。また、「議長は、政策研究会を結成する必要がと認める時は、参加する議員を呼びかけることができる。」事として議会基本条例及び運用基準を改正する。

事例として、LGBTQ+に関する政策研究について

#### 市議会フェイスブックについて

目的 市民との情報共有、市政の課題に対する意見交換を通してより良い議会活動を行うことである。

記事の作成アップロードは、全て議員が行うこととし、管理権限は、議長、議会運営委員長、広報公聴会議正副委員長、その他管理権限者が認めた者とする。

(ソーシャルメディア運用方針・運用ガイドライン)

本市においても議会フェイスブックはすでに運用しており多くの閲覧者に拝読頂いています。

#### 市議会だよりのアプリ配信について

平成 28 年より無料アプリ「マチイロ」(I 広報誌) を利用し議会だよりを配信し、スマートフォンなどで手軽に閲覧できるようにした。

「マチイロ」については、ダウンロード、アプリの利用料は無料だが、情報受診には、通信料が必要となる。新しい議会だよりが発行される際に、事務局からアプリ運営事業者へデータを送信し運用を行っている。

#### 子ども議会・中学生議会・高校生議会

##### こども議会

平成 27 年 8 月 21 日 (金) 市内 18 か所中 24 人の児童の参加にて行い、議場にて開催し、答弁者は各議員でおこない、内容は、各種質問、自由討議、決議の議決等を行った。

##### 中学生議会

平成 30 年 10 月 27 日 (土) 市内中学 8 校から 23 人の生徒の参加にて議場、全員協議会室にて開催した。答弁者は市長等で行い内容は、各種質問、自由討議、決議の議決等であり本会議終了後、全員協議室にて議員との意見交換会を実施した。

##### 高校生議会

平成 28 年 8 月 2 日 (火) PM1:30 市内 2 高等学校の生徒 23 人 (在學生) のより議場、全員協議会室にて開催した。答弁者は市長等で行い内容は、各種質問、自由討議、決議の議決等であり本会議終了後、議員との意見交換会を実施した。

#### 議長の定期記者会見について

平成 28 年より毎議会終了後 (閉会又は休会后) に議長室において正副議長により、議決の状況、意見書の内容、今後の議会の活動などについて記者会見を行っている。

平成 29 年よりスマートデバイスに対応できるように改正しスマートフォン、タブレット端末にも対応した本会議、委員会のインターネット中継を開始した。

市民に市議会への関心を高めてもらうため、より身近になった「スマホ」などの普及状況を勘案し実施する事となった。

#### 通年議会

平成 30 年 6 月より通年議会を採用した。

定例会の会期を概ね 1 年間 (6 月～3 月末) とし、会期中は必要に応じて議会の判断でいつでも会議を開催することができる事となった。

- ・これまで閉会中の市長の専決処分であった議案等が迅速に審議できる体制を整え更に議会の機能を高めることが可能となる。

- ・なお、通年議会の導入にあっては、議会改革の一環として、議会運営委員会で検討した。
- ・議案審議や一般質問については従前どおり6月9月12月3月の各議会期間中に実施。
- ・会議は、開会する年を冠して「(元号)〇年〇〇市議会定例会〇月議会」と呼称する。
- ・会期中の休会期間に市長から議案が提出される場合は「特別議会」を開催し速やかに議案を審議する。

このように亀岡市議会の先進たる事例は私自身に大きな刺激と感動をもたらしました。どのように恵庭市に反映し市民に開かれた透明感のある議会を具現化して行けるのか、さらに研究調査に励みたいと考えます。

以上



視察研修先・兵庫県洲本市
視察研修項目・議会運営全般、市議会だより、議会報告会について
報告者・新岡 知恵（市民と歩む無党派ネットワーク）
<p><b>*議員個々の考察と見解*</b></p> <p><b>【視察の目的】</b></p> <p>洲本市においては、議会だよりは表紙写真公募をしており、市民に手にとってもらえる誌面づくりに努めている。また、議会報告会も実施しているが、コロナ禍においても、オンライン開催するなど、市民との距離を縮めるための取組をしている。恵庭市議会の今後の取組の参考にしたい。</p> <p><b>【洲本市議会の概要】</b></p> <p>洲本市議会では、議会基本条例を平成 22 年に制定。条例における（公開性の確保）（広報広聴）（議決責任）を具現化する手段として、広報広聴特別委員会を設置し、広報活動として議会だよりの編集を、公聴活動として議会報告会・議会懇談会、高校生との意見交換会などを実施している。</p> <p><b>【考察と見解】</b></p> <p>①議会だより</p> <p>できる限り議会の内容を市民に届けるため、議会だよりを定例会閉会した翌月の 15 日に発行する、より市民に親しまれるように表紙を市民公募するなどのコンセプトのもとに、広報広聴特別委員会を運営しているとのことだが、何よりも議員みずからが原稿を作成し、編集している点に感銘を受けた。現在恵庭市では、議会だよりの編集は議会事務局が担当しているが、議員が主体的に、責任を持って発信していくという根本的な理念を学ばせてもらった。恵庭市議会でも、できるところから改革していくべきだと感じた。また、主権者教育の観点からも注目すべきは、高校生に対して議会だよりに関するアンケートを実施したり、議会だよりを市内高校に一定数配布している点だ。表紙写真の市民公募や読みやすい誌面づくりの取組とともに、市民と議会との垣根を取り除くために効果があると感じた。</p> <p>②議会報告会・議会懇談会</p> <p>平成 18 年議会報告会を開催した当初は、市民から議会への厳しい意見のみが出ていたが、報告会・懇談会の開催目的は、議会として政策提案すべきものを市民の声から抽出することであることから、より建設的な会になるよう工夫した結果、現在は連合町内会との共同開催とし、各地域に即したテーマで実施しているとのこと。現在でも、議会への厳しい意見も出るとのことだが、何よりも大切なのは、開催目的を市民と明確に共有した上で、より議会を市民に知ってもらい、かつ、より多くの市民の声を聴取する方法を模索することだと感じた。洲本市議会の事例を参考にしながら、恵庭市議会でも積極的に議会報告会・議会懇談会を実施して行きたい</p>

視察研修先・大阪府大東市
視察研修項目・通年議会、休日・夜間議会、政策意見交換会について
報告者・新岡 知恵（市民と歩む無党派ネットワーク）
<p><b>*議員個々の考察と見解*</b></p> <p><b>【視察の目的】</b></p> <p>恵庭市議会基本条例策定において、議論になった通年議会を採用している大東市議会の現状を参考にしたい。また開かれた議会のために、休日・夜間議会、議場講演会などを導入している効果と課題を参考としたい。</p> <p><b>【大東市議会の概要】</b></p> <p>大東市議会は、特別委員会を設置し、1年間の検討を経て平成22年3月議会基本条例を制定した。制定後も、議決事件の拡大や通年議会などが条文に追加されるなど、条例の目的が達成されているかの検証を実施している。</p> <p><b>【考察と見解】</b></p> <p>①通年議会</p> <p>大東市は、平成26年から通年議会を採用。通年議会実現のためには2つの方法があること、通年議会に期待される効果と問題点についても、詳細な資料のもとに説明を受けた。特に一事不再議の原則への対応については、会議規則と通年議会実施要項の改正をもって運用しているとのこと。通年議会導入の可否については、さらなる研究・検討が必要だと感じた。</p> <p>②休日・夜間議会</p> <p>平成12年から、3月議会に日曜議会、9月議会に夜間議会とそれぞれ年に1度開催。合わせて議場コンサートや講演を開催したり、各種団体を招待するなどして、傍聴促進の取組をしているが、傍聴者数は減少傾向とのこと。減少の背景には録画中継があるという味方もあるが、録画の再生数も分析しながら、取組の効果を検証すべきだと感じた。恵庭市議会では、市民に議場へ足を運んでもらう試みとして、今年度初めて議場コンサートを開催したが、休日・夜間議会に限らず、傍聴規則の見直しや、議会資料の提示のあり方など、今後議論すべきだと考える。</p> <p>③政策意見交換会</p> <p>当初、議会で盛り上がり取組まれたが、最近ではトーンダウンしてきたとのこと。議会として、受け止めた市民要望を政策提案に反映させる仕組みができていないため、各議員が一般質問などで取り扱う形になっているとのこと。意見交換会が実効性を持って継続的に開催されるためには、市民の声を議会として政策立案につなげる仕組みの構築が重要だと感じた。そうすることで、議会活動の活発化が図られると同時に、市民の市政への関心意欲も高まるのではないかと感じる。</p>

視察研修先・京都府亀岡市
視察研修項目・議会運営全般、議会だより、文書質問について
報告者・新岡 知恵（市民と歩む無党派ネットワーク）
<p><b>*議員個々の考察と見解*</b></p> <p><b>【視察の目的】</b>          議会改革の議論の中で、提案事項となっている文書質問を採用している亀岡市議会の現状を参考としたい。また通年議会や議会報告会、議会が行うパブリックコメントなど、先進的な取組を今後の議会改革の参考としたい。</p> <p><b>【亀岡市議会の概要】</b>          亀岡市議会では、約1年間の検討期間の中で、市民に対しパブリックコメントや条例案説明会を実施したのち、平成22年に議会基本条例を制定。制定後は2年ごとに検証を実施している。条例の具現化として、議会報告会や事務事業評価などに取り組んでいる。</p> <p><b>【考察と見解】</b></p> <p>①議会運営全般          市長の専決処分による議案等を、迅速に審議できるなど、議会の権能を更に高めるため、平成30年6月から通年議会としているとのこと。加えて、毎月常任委員会を開催することで、所管事務調査として取り組んできた課題から、議員提案による条例が制定されたとの報告もあり、議会活動における通年議会のメリットを理解できた。また、会派を超えて議員が参加する政策研究会の活動も、議会活動の活性化に効果的であると感じた。</p> <p>②議会だより・議会報告会・意見交換会          亀岡市議会は、広報広聴特別委員会を設置し、その中の広報部会は議会だよりを、広聴部会が議会報告会・意見交換会を担当している。議会だよりは議員みずから編集しなくてどうするという強い意志が感じられた。編集メンバーの中には当選期数の若い議員を入れ、さらに印刷会社も参加し、市民目線を意識した誌面づくりが伺われた。議会報告会においては、そこで受け止めた市民の声の取り扱いを明確に決め、対応についてはHPで公開している。恵庭市議会では、議会モニターの意見要望の取り扱いが課題となっているため、参考にしたい。</p> <p>③文書質問          文書質問は、閉会中において緊急を要する質問に限定して運用されていたため、通年議会導入以降は行っていないとのこと。恵庭市議会で議論されている文書質問とは、その趣旨に違いがあるようだが、いずれにしても、議会の権能を高めるための一つの手段なので、その目的と通年議会導入との関連性も十分に考慮しながら検討すべきだと感じた。</p>

視察研修先・兵庫県 洲本市
視察研修項目・議会運営全般、市議会だより、議会報告会について
報告者・民主・春風の会 澁谷敏明
<p><b>【視察研修内容】</b></p> <p>洲本市議会では、開かれた説明責任を果たす議会づくりとして平成21年に議会報告会の開催や市民の意見を聴取する場を設けることなどを盛り込んだ議会基本条例を制定した。さらに平成23年にはより多くの市民に議会報を手にとってもらいたいという取組として議会だよりを議員自らの手で編集し発行していくこととして議会報編集特別委員会を設置し、現在は広聴部門を新たに加え広報広聴特別委員会を設置している。この委員会の具体的活動としては、議会だよりの作成、議会報告会及び議会懇談会の開催、また若年層からの意見も参考とするため地元高校生との意見交換会を開催している。</p> <p><b>【考察】</b></p> <p>議会だよりを議員自らが原稿を作成し、編集していることに加え、発行日についても議会終了後の翌月15日としており議会開催中に並行して作業に取り組んでいることに驚かされた。さらに、議会だよりの表紙についても堅いイメージを払拭するため一般募集により写真を公募して掲載しており、いろいろ工夫しながら議会をPRしていることに感心させられた。</p> <p>また、議会報告会及び懇談会は、当初は住民から議会批判の吊し上げ意見が多く出されたとのことであるが、現在では町内会と共催での開催としており地域課題解決に向け意見交換を行い、要望等を市当局に届けて回答を得たうえで、次回報告会において住民に伝えることとしており、どうすると良い事業となるか取り組む姿勢を感じることができたとともに持続性のある取り組みを行うことの難しさを感じた。</p> <p>いろいろ工夫しながら議会改革に取り組んでいて、議会全体で改革に向け何とかしたいという思いを感じることができた。</p>

視察研修先・大阪府 大東市
視察研修項目・議会活性化に関する取組について
報告者・民主・春風の会 澁谷敏明
<p><b>【視察研修内容】</b></p> <p>大東市では、議会改革活性化を積極的に推進するため平成22年に議会基本条例を制定し、出前議会報告会や政策意見交換会、政策タウンミーティング等の開催、夜間・日曜議会の開催、議場コンサート・議場講演会の開催などいろいろと新しい取り組みを進めてきている。</p> <p><b>【考察】</b></p> <p>恵庭市議会において、今回議会改革の一環として初めて取り組んだ議場コンサートを平成16年度から既に取り組んでおり、積極的に議会改革を進めていることを知ることができた。</p> <p>また、市内の老人クラブや町内会、PTA等60を超える団体を議会の傍聴に招待する取組等、いろいろ工夫しながら何とか議会に関心をもってもらいたいという思いを感じることができた。</p> <p>開かれた議会を目指して、より市民と議会を近づける取組として出前議会を開催して全議員が参加していること、また、議会からの一方的な発信ではなく、市民の声を聞き、その内容を議会の政策として検討するため全議員が参加して行う政策意見交換会を開催していることなど、議会全体の取組としていることに感心させられた。</p>

視察研修先・京都府 亀岡市
視察研修項目・議会運営について
報告者・民主・春風の会 澁谷敏明
<p><b>【視察研修内容】</b></p> <p>亀岡市の議会改革の取組については、平成15年に議会活性化検討委員会を組織し、その後名称を変更して、現在では議会運営委員会で検討を進めている。これまでの取り組み内容として政務活動費・議長交際費の公開、インターネット中継の配信（本会議、常任委員会等）、土曜・日曜議会の開催、議会基本条例の制定、議会報告会の開催、会議へのPCの導入、政策研究会の設置、子ども議会の開催など議会改革の活性化に努めている。</p> <p><b>【考察】</b></p> <p>亀岡市は議会基本条例の中で、広報広聴の充実を掲げ多様な手段を活用し効果的な広報広聴活動に努めるものとして定めており洲本市議会同様、議員自ら議会だよりを編集することとしており感心させられた。</p> <p>本会議のインターネット配信については平成21年度より導入され、開かれた議会を目指すこととして取り組んだ日曜議会は平成14年度に開催するなど積極的に議会改革を推進していることを教えていただいた。</p> <p>また、議会報告会は、平成22年度から毎年開催するとしていたが、平成31年度に必要に応じて開催することに条例改正を行い、現在は、毎年の開催とはなっていないようであり、形骸化していたのか継続した取組を進めることの難しさを感じた。</p>

視察研修先・兵庫県洲本市
視察研修項目・議会運営全般・市議会だより（表紙写真公募）・議会報告会
報告者・長谷 文子
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>1.視察のねらい</p> <p>市民にとって、開かれた議会、議員を身近な存在と感じてもらえるなど、議会への理解促進を目指すため、洲本市では年4回の定例会毎に発行される「議会だより」に工夫を凝らし、市民に親しんでもらえる取り組みをしているため、この先進地事例を学ぶ。</p> <p>2.取り組みの概要</p> <p>洲本市議会では、H22年3月19日に議会基本条例が施行された。この条例の中で、議会は本会議・委員会などの情報を議会誌やケーブルテレビなど多様な手段を用いて市民に対し説明責任を果たすことと示されている。さらに、条例中の広報公聴の項目では、「報告会の開催」を義務付けている。この条例の制定後、「議会報編集特別委員会」が設置され、現在はこれに広報部門が加わり新たに「広報公聴特別委員会」としてスタートし、議会誌の作成を担っている。</p> <p>主な取り組みとしては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スピード感を持って市民に届ける。</li> <li>・市内高等学校に届ける。</li> <li>・表紙を飾る写真を市民公募する。</li> </ul> <p>などです。</p> <p>3.所管</p> <p>「広報公聴特別委員会」を議員のみで構成し、議会だよりはすべて議員自ら作り市民に届けていることは、市民へ訴える点において非常に意味のあることだと思いますし、スピード感を持つことは、タイムリーな情報を市民と共有できるという点で素晴らしいと思いました。</p> <p>市民公募の写真使用や、主権者教育を考慮した高校へ配布は有意義なものでありますし、学ぶべきところは盛りだくさんの視察でした。</p> <p>報告会では、町内会の抱える課題解決への取り組みなど、市民とともにまちづくりをしている姿勢がうかがえました。</p> <p>本市においては、継続させていくためにも基本的なことをしっかり協議し、取り入れられることから進めていくべきと思いました。</p>

視察研修先・大阪府大東市
視察研修項目・議会運営全般（通年議会・休日夜間議会・意見交換会など）
報告者・長谷 文子
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>1.視察のねらい</p> <p>大東市議会は議会活性化に関して、さまざまな取り組みをしているが、主なものについての課題や実績などの状況について学ぶ。</p> <p>2.取り組みの概要</p> <p>大東市では、議会基本条例が H22 年に制定され、その中にさまざまな議会の形や市民への発信方法などが盛り込まれている。</p> <p>主なものは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通年議会・・・3/25 に市長が議会を招集し、以降は議長が招集するもので、会期は 1 年間。</li> <li>・夜間、日曜議会・・・毎年 9 月に夜間並びに日曜議会を開催。</li> <li>・政策意見交換会・・・対象を市民の代表並び各種団体から参加。</li> <li>・市民レポーター制度・・・議会を傍聴し、感想などを議会だよりに掲載。</li> </ul> <p>その他に、出前議会報告会、政策タウンミーティング、出前議会報告会、出前委員会などを実施している。</p> <p>3.所管</p> <p>通年議会については、案件ごとに議会を招集し審議していますが、本市では臨時議会や専決処分の報告の形で対応していて、これで問題ないとの認識でおります。</p> <p>夜間、日曜議会については、文字通りの開催形態であり、当初は大勢の市民が傍聴に見えていたようですが、コロナの影響やさまざまな情報公開システムによる発信の進歩・拡大により、徐々に傍聴者数が減少傾向にあるなど、今恵庭市議会でも取り組みを促進している ICT を使った発信で対応できるのではないかと考えます。</p> <p>各種報告会については、参加者人数が少なくても継続するべきとの感想を持ちました。</p>



視察研修先・京都府亀岡市
視察研修項目・議会運営全般について
報告者・長谷 文子
<p><b>*議員個々の考察と見解*</b></p> <p>1.視察のねらい</p> <p>早い時期（H10年）から「地方分権と市議会の活性化」について、議会運営委員会にて議論を開始。以後、さまざまな取り組みを試行錯誤しながら展開している。</p> <p>この間の課題などを解決しながら現在の議会の形になったことで、学ぶべきものが多いと期待する。</p> <p>取り組みの主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例を2年毎に検証・見直し。社会状況の変化に応じ対応している。</li> <li>・議会報告会（わがまちトーク）・・・市民とのテーマ別意見交換会</li> </ul> <p>H28年からは、議会報告会と合わせ、自治会版と各種団体版として実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策研究会・・・特定の課題について、超党派で協働で調査研究を行なう会。</li> <li>・議会誌・・・思わず手に取ってみたいくなるような表紙にしたりと、多くの市民に読んでもらえるように多様な手段を活用。</li> </ul> <p>3.所感</p> <p>亀岡市では、議会報告会を精力的に実施しているのが印象深かった。動員数もそこそこあり、学ぶ要素がありました。また、議会だよりも見た目に特徴があり、表紙を見ただけで内容がある程度伝わるものです。</p> <p>総じて、今回の視察3カ所については、それぞれの自治体の議員自らが説明員になり、それだけで力の入れ具合や自信のほどが伝わった意義のある視察であり、今後の恵庭市の議会運営や改革におおいに参考にしたいとの感想を持ちました。</p>

視察研修先・兵庫県洲本市
視察研修項目・議会運営全般、市議会だより、議会報告会等について
報告者・野沢宏紀（議会改革推進協議会座長）（公明党議員団）
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>洲本市議会では、主に「市議会だより」について研修を行った。議会の動きや内容を的確に市民の皆様にお伝えする手段としては「市議会だより」が大きな役目を果たすと思うし、果たしてきたのではないかと感じる。ただ、SNS等の普及により、多くの情報をSNS等から得ている現状もある。しかし、まだまだ、情報媒体としては、紙ベースによるものに頼っている部分も現実である。そしてそれは、市民の皆様が議会に興味や関心を持ってもらうひとつとして、「市議会だより」は大きな存在なのである。それ故、その充実は大変大きなテーマである。</p> <p>その点、洲本市議会の「市議会だより」充実の取り組みは、大変興味深い。平成23年、「議会報編集特別委員会」が設置された。それは、平成21年に議会基本条例が制定され、その条例に基づき、開かれた説明責任を果たす議会づくりに取り組んできた、その流れの一環として、「議会だより」を議員みずからの手で編集し、発行していくことを目的としたそうである。現在、この委員会は、所掌事務に広報部門を加え、「広報広聴特別委員会」となっている。そこで、まず注目すべきは、議会基本条例を基本としている、ということである。洲本市議会基本条例第13条には、（公開性の確保）として、議会報等を用いて市民に対し積極的に説明責任を果たすとともに、その保有する情報の公開に努めなければならない（趣旨）とある。また、第14条には、（広報広聴）として、議会報告会の開催や市民意見を聴取する場を設ける（趣旨）がある。やはり、議会基本条例の定め方により議会の姿勢が定まることになる、と言うことを改めて感じた。委員会の具体的な活動としては、定例会ごとの開会3日前に委員会を開催し、編集方針、レイアウト、原稿の作成者等を決定。会期中にも委員会とは別に編集作業を行う。閉会後に再度委員会を持ち、最終校正や紙面全体のチェックを行う。委員会のコンセプトとしては、市民に開かれた議会の実現を目指して、市民と市議会を結ぶパイプとして重要な役割を持つ議会報を、より詳しく、よりわかりやすく、より親しみを感じていただくようにするなど、その充実を図る。市民に可能な限り早く届けるため、発行日を定例会が開会した翌月の15日とすること。議員みずからが原稿を作成し、編集すること、とのことである。やはり、議会の思いを伝えるには、議員みずからの作業が必要である。しかし、それには様々なハードルがあると思うが、洲本市議会では、それを乗り越え、情熱を持って取り組んだ、その思いがひしひしと伝わってきた。また、表紙のタイトルも「みんなのぎかい」とし、表紙写真の公募（募集）も行い、市民により身近に感じられる様な取り組みもされている。更に、議会報等に関する高校生アンケートを実施するなど、その取り組みは常に進化している。今回の研修で、何のための議会なのか、その点をしっかりと踏まえ、全議員がその認識を共有した中で、議会報のあり方については、更に協議、検討する必要がある、と感じた。多くの示唆を受けた研修となった。</p>

視察研修先・大阪府大東市
視察研修項目・議会運営全般、通年議会、休日・夜間議会等について
報告者・野沢宏紀（議会改革推進協議会座長）（公明党議員団）
<p><b>*議員個々の考察と見解*</b></p> <p>大東市議会においては、議会改革全般について研修を行った。その中でも特に、議会基本条例、通年議会、夜間・休日議会、議会報告会等が主なものであった。大東市議会は、議会改革等が先進的に取り組まれており、恵庭市議会としても更なる議会改革を進める上ではとても参考になる、と思っている。議会基本条例は平成22年に制定されている。特徴的なところとしては、通年議会の規定、議会報告会、日曜議会、夜間議会の開催を明文化している。また、理事者が論点整理をするための質問権（反問権）や議決事件の拡大の規定をしている。更に、自由闊達な意見を出し合う自由討議も規定している。議決事件（市政の各分野における基本的方向性を定める計画・24計画）は、平成25年6月、通年議会については、平成26年3月に追加された。そこで、通年議会についてであるが、通年議会は、議会の会期を1年（または約1年）とし、その間は、議会の判断で必要に応じて会議を開けるようにする制度である。通年議会には、①定例会の開催を年1回にする方法と②地方自治法の「通年の会期」を採用する方法がある。大東市議会は、①の方法である。期待される効果としては、議会の判断による本会議の随時の開催が可能。随時に委員会の所管事務調査ができ、時機を逸せず詳細な調査が可能。招集手続きを経ずに議長の権限で随時本会議を開催することができ、災害等や緊急の行政課題等が発生した場合、臨時会を招集しなくても対応できる。市長の専決処分（地方自治法第179条）がほとんどなくなる。意見書案、決議案等の時宜に合った提出や議決が可能。また、問題点としては、年間議事予定にない急遽の開催の場合、定足数に達せず、流会となるおそれがある。専決処分がなくなれば、自然災害等の対応で議会対応が優先になり、現場対応が後回しになる可能性がある。執行部の行政能力に影響を及ぼすおそれがある、等々である。ただ、これらの問題点については、事前に綿密な調整を行っておくことで解消される、とのことでもある。また、通年議会のひとつの懸念材料として、一事不再議がある。「一事不再議の原則」として、会議において、一度議決・決定した事柄については、再度審議することが否定されるとする原則である。その点については、「事情変更の原則」により、対応可能とのことである。通年議会制度については、議会としては、とても魅力的なものであると思うが、様々な課題をしっかりと整理する必要があると感じた。夜間・日曜議会については、傍聴者の利便性をどう向上させるか、と言うことが大きいと思うが、どこの議会もその点が課題である。大東市議会では、それを克服するため、各団体等に働きかけ傍聴招待を行っている。やはり、課題は大きい。市民との対話活動については、出前議会報告会、政策意見交換会、政策タウンミーティング等を行っている。また、議場コンサート・講演については、平成16年度から行っており、大変に感心した。恵庭市議会も令和4年度から試行で議場コンサートを行っているが、どう継続させるのか、をしっかりと議論したい。今回の研修では、議会改革の議論の中で、今後どのような対応をするのか、とのことについて、大変に示唆に富んだ内容であった。大いに参考になった。</p>

視察研修先・京都府亀岡市

視察研修項目・議会運営全般、通年議会、文書質問、議会基本条例等について

報告者・野沢宏紀（議会改革推進協議会座長）（公明党議員団）

＊議員個々の考察と見解＊

亀岡市議会においては、主に議会基本条例、文書質問、通年議会等について研修を行った。議会基本条例は、平成22年10月に制定された。特色としては、これまでの議会の歩を踏まえ、市民福祉の増進を議会の基本理念として示し、議会運営や議員の活動の原則等を明らかにしている。「議決責任と説明責任」「議員間の自由討議」「政策立案及び施策提言」。二元代表制を明記するとともに、議会と市民及び市長等との関係を規定している。「会議の公開と情報公開」「請願・陳情者の意見陳述」「議会報告会等多様な意見交換の場」「市長等の反問権」「議会による政策評価」。議会における最高規範性と継続的な見直しを明記している。「亀岡らしさ」の明記。フルセット型条例ではない、である。この条例で感心したところは、制定以後、その時々の課題等について対応するため、常に見直し（改正又は追加）されている、と言うことである。例えば、災害時の対応については、「災害対応マニュアル」は整備されているが、根拠がない、と言うことで令和3年3月（改正）に基本条例に位置づけた、とのことである。また、（決議等への対応）について、可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるもの（趣旨）との規定を平成26年9月に追加している。この他にも多くの例があったが、やはり、制定して終わりではなく、常に検証していく姿勢が重要であると感じた。文書質問についても議会基本条例に規定されている。文書質問は、定例会等での質問だけではなく、議員の質問権等の拡充や災害時等における行政対応のチェック機能の強化等にも繋がるのではないかと、そのあり方について議論しているところである。その点からも、亀岡市議会の取り組みには興味があった。亀岡市議会では、通年議会（6月～3月末）も導入しているので、そのシステムの中での文書質問の取り扱いについては、中々分かりにくいところもあった。文書質問は実施要領（細かいところは省略するが）に基づいて運用されているが、まず閉会中の運用と会期中の運用には違いがある。閉会中は、議会の調査権として委員会が行う。会期中は、議員の質問権として議員個人が行う。イメージとしては、各議員がそれぞれ必要に応じて文書で質問ができるのではないか、と思っていたが、その様な違いがあった。ただ、これらは、議会基本条例の（文書による質問）の規定において、「議会又は議員は・・・」と改正し、議会の調査権及び議員の質問権によるものとするので、「閉会中又は会期中」ともに文書質問ができるように改正（平成30年3月）したとのことである。通年議会は、平成30年6月から行っているため、それに対応できるようにしたものと思われる。通年議会の中での文書質問のあり方とそうではない場合のあり方では、その考え方も対応も変わってくる、と感じた。そもそも、通年議会であれば、会議を開けばいつでも質問ができることになる。そうではないから、文書質問の意味があるのではないかと、思ったが、もう少し熟慮する必要もある。その様な意味からも、今回の研修は大変に勉強になった。

視察研修先・兵庫県洲本市
視察研修項目・議会誌事業について
報告者・小橋 薫
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>洲本市議会では、議会報編集特別委員会の設置を平成 23 年第 1 回定例会で議案提出し設置の経過となっている。提案理由としては平成 21 年 12 月議会に於いて可決された洲本市議会基本条例が基となり、開かれた説明責任を果たす議会づくりに取り組むことである。その流れの一環として、議会だよりを議員みずからの手で編集し、発行していく事を目的として特別委員会の設置となったところである。任期は 1 年となっている。特別委員会の名称は「広報公聴特別委員会」であり、委員の選出については 3 常任委員会より 2 名ずつの委員を選任、1 年任期ではあるが、再任は妨げないとする。また、正副議長は委員会へはオブザーバーとして出席をしているところである。</p> <p>主な活動としては、編集方針・レイアウト・原稿作成者等の決定、会期中にも編集作業の実施等である。また、議会報告会・議会懇談会の開催、高校生との意見交換会の開催がある。このことについては、本議会としてこのような組織を立ち上げ活動に至るまでには数々のハードルをクリアしなければならないと痛感している。本議会議員にここまでの事がどこまで出来るかは疑問である。さて、洲本市議会特別委員会のコンセプトを 3 点のコンセプトを軸にしている。特に、議員みずからが原稿を作成し、編集をすることに関しては、本議会でも過去に試した経緯があるが、なかなか上手くいかなかったように記憶をしている所である。</p> <p>また、特に印象深い内容としては、表紙である。一般公募による写真表紙は今までの観念を打ち破る印象である。お堅い雰囲気ではなく、みんなに親しみを持ってもらえ議会報とは思えない表紙には感銘したところである。本議会報もすぐにでも取り組めるような気がする。どうやって、読んでもらえる、見てもらえる、人の心を捕まえる表紙である。</p> <p>議会報のレベル UP の為の先進的な自治体への行政視察を積極的に行い、評価やアドバイス等の活動も活発である。議会報とホームページとの連携も QR コードを使っての取り組み。議会報告会・議会懇談会の開催についてもしっかりと説明責任を果たしていると痛感する。</p> <p>市民に親しみを持ってもらい、読んで、見てもらえる議会報を如何に作成する事が出来るのか?本議会も何をどう変えて行くのか!これからの在り方について議論をどう展開していくのが課題である。</p>

視察研修先・大阪府大東市
視察研修項目・議会改革の取り組みについて
報告者・小橋 薫
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>大東市の視察については平成 22 年に制定された議会基本条例であり、議会の最高規範に位置付けられている。条例内容での特記事項としては、「通年議会」「日曜議会・夜間議会の開催」「質問権(反問権)」「自由討議」等が挙げられる。通年議会においては平成 26 年からの施行とある。「議会が主導的かつ機能的に活動できるよう通年議会を行うこと」とある。期間に関しては 358 日間、定例会は年 4 回となっている。通常方式から通年議会へ変わった場合の相違点。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長権限に関するもの・専決事項・継続審査と審議未了(廃案)・常任委員会の所管事務調査と大きく 4 点が示されていた。また、通年議会に係わる条例等の制定及び改正については過去多くを実施している。このことから、通年議会制度には課題等が多いのか?時代に即した柔軟な対応措置が講じられているのか?今後も調査研究が必要と感じたところである。ただし、通年議会制度を否定するものではない。通常議会制と通年議会制度の最も良い点を見出すことがこれからの議会制度と感じたところです。</li> </ul> <p>特徴としての参考となる点として注視するべきないようとしては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前議会報告会・・・本市議会では議会としての議会報告を実施はされていません。個人及び各党派等の報告会等は実施されている。現状は「議会報」「Facebook」等である。議会報告の手法・課題点・実施可能な調査研究を考えなければいけないと感じる所です。</li> <li>・政策意見交換会・・・全議員参加対象で実施。この点も上記と同じ様十分な検討をしなければいけないと感じるところです。</li> <li>・政策タウンミーティング・・・大変興味を引く内容です。ここまでに至るノウハウも必要不可欠であり、ハードルも高い様な気もしますが是非、実施してみたい内容です。</li> <li>・夜間・日曜議会・・・一定の成果は出ています。これに関しては、執行部側とも十分な協議の上での実施と思われれます。しかし、この取り組みは市民の皆さんの関心度、身近に感じてもらえる開かれた議会としては成果・効果は多きものと感じる。議員定数に関しての所見としては、平成 16 年の法定数 34 名に対し条例数 17 名としている。理由としては、財政面から削減とある。当時 12 万 9 千人の人口。約 7,500 人/1 人の計算になる。しかしながら、17 名で多くの議会活性化に取り組んでいることについては、大きな敬意を表するところです。数より質なのでしょうか?議員一人一人の取り組み姿勢が重要なポイントを占める所と感じる次第であります。</li> </ul>

視察研修先・京都府亀岡市
視察研修項目・議会改革の取り組みについて
報告者・小橋 薫
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>平成 22 年に議会基本条例が制定。平成 30 年からは通年議会を施行している。</p> <p>議会基本条例が議会の最高規範に位置付けられている。本市議会も今期中に条例制定予定であるが、基本条例制定から各取り組みを検討しなければならないと感じている。亀岡市視察では、議会報告会等については、高校生との意見交換会が実施されていることについては興味を覚えたところ。文書質問に関しては、本市議会の取り扱いとは少し、違うような考え方であるように感じたところ。決して、否定ではなく、運用等についての考え方を今後整理し、その議会で最大限効果を発揮できる運用を考えて行かなければならないと思ったところ。施策研究会が平成 24 年から実施されている。同一会派に属さない議員 3 名以上で構成されている。この取り組みには大変興味を引くところ。新たな視点や観点が期待できると感じたところ。</p> <p>議長の定例記者会見を平成 28 年から実施、二元代表制としての取り組みなのかどうかは定かではないが、今まで数々の行政視察をしてきた中では初めての取り組みであります。</p> <p>議会基本条例の中で、「議員と市長等の関係」第 9 条(2)本会議及び委員会に出席した市長及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。とあります。又、平成 23 年 9 月定例会より制限なしの反問権とした。とあります。この点も先進的な取り組みと感じます。しかし、この件については、しっかりとした議論が必要であると考えます。又、議会・委員会の開催として、土曜・日曜議会の実施、月例の常任委員会開催があげられる。通年議会制度に伴っての実施と捉えるが、活発な常任委員会活動は参考にすべき点が多いと感じる。土曜・日曜議会も市民のニーズをとらえてのことと感ずる。</p> <p>今回の視察では、議会基本条例に基づいた議会活動が中心となついると感ずる。また、通年議会制度による、委員会活動・議員全員による各報告会等、本議会が今後、議会基本条例制定後にどの様な活動に邁進するか?が大きなポイントとなると考えます。その中でも、従前からの良きものは大きく変えず、修正等を加えて、恵庭市議会の伝統を継承しなければならないでしょう。</p> <p>今回の視察は多くを学ぶことが出来、洲本市議会・大東市議会・亀岡市議会の皆様には心から感謝を申し上げる次第です。</p>

視察研修先・兵庫県洲本市
視察研修項目・議会運営全般、市議会だより（表紙写真公募）、議会報告会について
報告者・武藤光一
<p>* 議員個々の考察と見解込 *</p> <p><b>* 洲本市議会基本条例制定（平成 22 年 3 月 19 日）</b></p> <p>議会報 報告会の開催 市民意見を聴取する場の設置 議決責任</p> <p>議会報発行：定例会閉会した翌月の 15 日 議員みずから作成編集</p> <p>「みんなのぎかい」とタイトル変更（平成 28 年 10 月発行第 41 号から）</p> <p>表紙写真の募集（令和 2 年 7 月号から） 12 名 37 枚応募</p> <p>紙面のフルカラー</p> <p><b>* 市議会だよりとホームページの連携（2 次元バーコードを付け、動画へ誘導）</b></p> <p><b>* 議会報告会</b> 連合町内会との共催（21 回目）</p> <p><b>* 議会懇談会</b> 議員が複数のグループに分かれ、車座方式で意見交換</p> <p><b>* 高校生と意見交換会</b> 議会報の感想 市議会のイメージなど</p> <p>主観： 議会報を議員みずから作成編集している事に、驚きました。しかも、読みやすさを常に工夫している事が大変参考になりました。</p>



視察研修先・大阪府大東市
視察研修項目・議会運営全般、通年議会、特別議会、日曜議会について
報告者・武藤光一
<p><b>* 議員個々の考察と見解 *</b></p> <p><b>* 大東市議会基本条例制定（平成 22 年 3 月 26 日）</b></p> <p>通年議会</p> <p>議会報告会の開催                      日曜議会、夜間議会の開催</p> <p>反問権</p> <p>自由討議                      議会は議案審議の結論を出すにあたり、自由討議を設けることを規定</p> <p>条例制定後の市民に対する PR など                      インターネット、議会だより、市民報告会</p> <p><b>* 通年議会（4 月 1 日午後 4 時から                      会期 358 日）</b></p> <p><b>* 定例月議会（6 月    9 月    12 月    翌年 2 月                      議長が本会議再開）</b></p> <p><b>* 特別議会（定例月議会以外で開く会議、臨時会のような制約がないため、様々な運用の可能性はある）</b></p> <p><b>主観：</b> 日曜議会、夜間議会は議会 PR には効果があると思われませんが、どうしても じり貧になりがちのようです、費用対効果も十分に検討が必要と思います。</p>

視察研修先・京都府亀岡市
視察研修項目・議会運営全般、議会基本条例、通年議会について
報告者・武藤光一
<p><b>* 議員個々の考察と見解 *</b></p> <p><b>* 亀岡市議会基本条例の特色（平成 22 年 10 月）</b></p> <p>議決責任と説明責任      議員間の自由討議      政策立案及び施策提言</p> <p>会議の公開と情報公開      請願・陳情者の意見陳述      議会報告会等多様な意見 交換の場      市長等の反問権      議会による政策評価</p> <p><b>* 通年議会</b></p> <p>会期は 6 月から翌年の 3 月末      議案審査や一般質問については、6 月、9 月、 12 月</p> <p>3 月の各議会期間の中で実施</p> <p>会議は、開会する年を冠して「(元号) ○年亀岡市議会定例会○月議会」と呼称</p> <p>会期中の休会期間に市長から議案が提案される場合には「特別議会」を開き、速やかに議案を審議</p> <p><b>主観：市長の反問権について、実際に行使されている事例があり興味深いところです。 通年議会については、メリット、デメリットの検討が必要かと思えます。</b></p>

### 報告書 3

視察研修先・兵庫県洲本市
視察研修項目・議会運営について（市議会だより、議会報告会等）
報告者・市川慎二
<p><b>* 議員個々の考察と見解 *</b></p> <p>洲本市の議会運営についてであります。市議会基本条例を制定し、平成22年3月19日より施行しております。特に13条の公開性の確保では、市民への説明責任と情報の公開に努める。14条の広報広聴では、議会活動報告会とともに市民の意見を聴く議会懇談会を設けることができる。15条の議決責任では、意思決定又は政策決定を行ったときは、市民に対し説明する責任を有する。と規定しております。</p> <p>これらを踏まえ、現在、広報広聴特別委員会を設置し、6名の委員で構成されております。議会報の編集、発行では、議員自らが原稿を作成・編集し、よりわかりやすく、より親しみを感じていただくよう努力を重ねております。また、表紙のタイトルの変更、紙面のフルカラー、議員が質問した市議会だよりに2次元バーコードを付け動画へ誘導、更に固いイメージを払拭する為に表紙の写真を市民から募集し、委員会で審査し採用する中での発行となっております。</p> <p>次に、議会報告会・議会懇談会では、連合町内会との共催で広報広聴特別委員会が主担当となり、全議員で役割を分担し運営しております。また、議会報告会では市議会の役割について議会運営委員会より、議会での協議・審議した主な内容については、各常任委員会、特別委員会から報告し説明責任を果たしている。更に議会懇談会では複数のグループに分かれ車座方式で地域の課題などの意見交換を行い、交換した意見については市議会としてしっかりと受け止め、議会内で議論をし、責任を持って回答を返すとのことであります。</p> <p>選挙権年齢が18歳に引き下げられたを受け、今年度初めて高校生との意見交換会を実施しました。テーマは議会報の感想、市議会のイメージ、高校生が思う議会のあり方についてでありました。ご意見のなかで、①SNSをもっと活用してはどうか？②具体的な人数や金額をもっと掲載しては？③議員が普段どのような活動をしているかわからない等、率直な疑問を頂いたとのことでした。これらを踏まえると、情報伝達手段の更なる改善と保有する情報の公開に努めていかなければならないと思うところです。</p> <p>終わりに、洲本市議会が、議会基本条例に基づき、課題解決に向けた体制の見直し、活動についても検証し、精力的に議会改革に取り組まれていることに感銘を受けたところです。本市においても、本年中にも市民との意見交換会が予定され、これらを踏まえ、時間はかかりましたが、公開性の確保・広報広聴・議決責任を基本に市議会基本条例が制定されるよう更に努力をして参ります。</p>

### 報告書 3

視察研修先・大阪府大東市
視察研修項目・議会運営について（通年議会、休日・夜間議会、議会報告会等）
報告者・市川慎二
<p><b>* 議員個々の考察と見解 *</b></p> <p>大東市の議会運営についてであります。始めに、地方分権時代にふさわしい議会を目指し、積極的に議会改革を推進するために特別委員会が設置され、多くの協議を経て平成22年に議会基本条例を制定しました。また、議会に関する他の条例や規則等の制定、改廃などについての指針となる大東市議会における最高規範と位置づけた条例となっております。条例の主な内容では、議会は市民の代表として議会運営の原則や市民の多様な意見や要望を的確に把握し、市民福祉の向上を目指すこと、議員立法による積極的な条例提案に努めること、更に通年議会を行うことを規定しています。</p> <p>通年議会は、議会の会期を1年とし、その間は、議会の判断で必要に応じて会議を開けるようにする制度です。期待される効果では、①議会の判断により本会議の随時開催が可能となる②災害等の突発的な事件や緊急の行政課題等が発生した場合、臨時会を招集しなくとも速やかに対応することができる。③市長の専決処分がほとんどなくなる。④意見書案等の時宜に合った提出や議決が可能となる。一方で、問題点として①年間議事予定にない急遽の開催の場合、流会となるおそれがある②自然災害等を迅速に対応すべき事態が起きたとき、議会対応を優先するあまり、現場対応が後回しになり、市民の利益を損なう可能性があること③執行部の行政能率に影響を及ぼすおそれがある等であります。</p> <p>今後は、これらの論点をしっかり議論し検討して参ります。</p> <p>次に、出前議会報告会は、より市民と議会を近づけるために議会活動の報告とともに市民の意見を聞くことにより、議会の審議に反映させることを目的としています。</p> <p>年3ヶ所の地区を決定し、1地区を議員5人程度が出席し、議会報告並びに市民との意見交換会（30分程度）に取り組んでおります。また、政策意見交換会ではテーマを決めて各種団体からの提案・要望を聞き、議会として検討した後で、市政に反映させるよう議会として立案することを目的としています。過去には年1回の開催をしておりましたが現在はコロナの状況もあり途切れの状態が続いております。出席は全議員で意見に対しての答弁を行う。</p> <p>これらを踏まえると、答弁を行う議員の調整等を事前に協議をすることが非常に重要であるとともに、様々な議員がいるなかで議会の統一した見解を示すには厳しいテーマ（事案）も出てくると思うところです。</p> <p>終わりに、この他にも反問権や政策・予算・決算等を提案する場合の説明及び情報の提供、市政に対する議会の監視機能の充実として議決事件の拡大、更に議員の身分及び待遇について将来の予測等も考え検討することを議会基本条例では規定しております。</p> <p>全ての条例を一気にできるとは思いませんが、制定以降速やかに先順位を決定し2年</p>

計画のなかで確実に実践し、成果をあげていくことが必要であり、また検証も非常に重要であると再認識をしたところで、今後はさらに議会・議員が一体となって取り組んでいかなければならないと思うところです。

### 報告書 3

視察研修先・京都府亀岡市
視察研修項目・議会運営について
報告者・市川慎二
<p><b>* 議員個々の考察と見解 *</b></p> <p>日本で初めてとなるセーフコミュニティを認証取得し、地域の安全・安心を住民や行政の協働により実現し、希薄化する地域コミュニティの再生に取り組んでいる。</p> <p>また、令和3年1月には、全国に先駆けて「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」がスタートし、1年が経過した現在では、エコバッグの持参率は98%に達成するとともに、ペットボトルの削減に向けて飲食店等と連携した、給水スポットの設置を行うなど「世界に誇れる環境先進都市・亀岡」の実現に向けた施策を展開している。</p> <p>亀岡市に議会運営についてであります。始めに、議会基本条例は、平成22年10月に制定し、取り組んできているが、制定後は、環境の変化等を踏まえ2年ごとの検証を実施している。次に、議会報告会は、毎年10会場以上で開催するとともに、わがまちトークの意見交換会も各種団体、自治会、高校生、市民と幅広い対象で取り組んでいます。</p> <p>次に、文書質問は、平成24年に運用を開始し、平成30年には通年議会に対応するため改正しました。実績としては、この10年間で7件の文書質問と少ない状況です。</p> <p>このことは、会期中、閉会中とも「議員1回1項目」とする質問回数が限定されることが大きな要因ではないかと思うところです。</p> <p>平成29年より市民に市議会への関心を高めてもらうために、より身近になった「スマホ」などの普及状況を勘案し、本会議、委員会のインターネット中継を実施しています。</p> <p>また、平成28年より毎議会終了後、正・副議長により議決状況、意見案の内容、議会の活動等についての定例記者会見を実施し、議会として情報の公開の確保に積極的に取り組んでいる。</p> <p>終わりに、亀岡市は、2020年に内閣府からSDGs未来都市に、更には「かめおか霧の芸術祭」を中心とした取り組みが「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。</p> <p>「開かれたアトリエ」はイノベーションハブとして、ワークショップに参加した市民の意見をもとに、協定を締結している京都芸術大学にも参画頂き、整備しました。</p> <p>カフェ、レストラン、コワーキングス、イベントスペース、作品展示、マルシェなど多様な使われ方をする中で、多くの人々が出会い、イノベーションが創出され、SDGsの推進に資する憩いの場となることを目指しています。</p> <p>これらの活動は、全て議会基本条例に基づき、「市民福祉の増進」を基本理念として取り組んでおります。本市も1年以上をかけ議会基本条例を策定中ではありますが、何としても本年中に制定ができるよう、最善の努力をして参ります。</p>

視察研修先・兵庫県洲本市
視察研修項目・「議会運営全般、市議会だより、議会報告会」について
報告者・早坂 貴敏
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>■視察に至る背景</p> <p>恵庭市では、平成30年に市議会だよりをリニューアルするとともに、各業界団体との意見交換会を開催するなど、議会情報の発信や広報広聴に積極的に取り組んでいます。</p> <p>■視察の目的</p> <p>兵庫県洲本市では、平成21年に議会基本条例を制定し、市民に開かれた議会の構築に向けて、市議会だよりの充実や議会報告会の開催など議会改革に積極的に取り組んでいます。これらの先進的な取り組みを調査・研究することにより、恵庭市の更なる議会改革につなげる事を視察目的とします。</p> <p>■主な内容</p> <p>○議会基本条例の制定と特別委員会の設置</p> <p>洲本市議会では平成21年に議会基本条例を制定し、条例に基づき開かれた議会を目指して平成23年には議会報編集特別委員会を設置するとともに、現在は広報広聴特別委員会として再設置し、議会報の編集と市民意見の聴取に取り組んでいる。</p> <p>○特別委員会の構成と流れ</p> <p>広報公聴特別委員会は三つの常任委員会から二名ずつ選出し、委員六名で構成する。(正副議長がオブザーバー)</p> <p>定例会毎に開会三日前から委員会を開催し、編集方針やレイアウト、原稿の作成者を決定。会期中にも委員会とは別に編集作業を議員自ら行う。閉会後には再度委員会を行い、最終の校正や紙面のチェックを行う。</p> <p>○議会だよりの配布先</p> <p>議会だよりの配布先は町内会加入世帯や公共施設、市内の高校にも20部程度お渡しすることで、主権者教育の一助に繋げている。</p> <p>○議会だよりのコンセプト</p> <p>議会だよりのコンセプトとして三つを掲げ、一点目に「より詳しく、より分かりやすく、親しみやすさ」、二点目に「可能な限り早く市民に届けるため、発行日を定例会閉会の翌月15日とする」、三点目に「議員自らが原稿を作成し、編集する」としている。</p>

### ○役割分担

原稿作成の役割分担は、定例会三日前に開催する委員会で担当委員を決定し、定例会の概要や議員研修、議会報告会、議案審査の内容、編集後記などを担当する。各常任委員会の副委員長が委員として選出されているため、常任委員会の所管事務調査、意見交換会、行政視察などを担当する。一般質問や代表質問、討論はそれぞれの該当議員が行う。議会事務局は全体レイアウトや議会日程、議決結果、議事録（速記）のものを各議員に情報提供を行う。

### ○議会だよりの主な工夫

平成28年五月に18歳選挙権がスタートしたタイミングだったのもあり、高校生に市議会のアンケート調査を実施。議会だよりについてはほとんど読んでいないということがわかり、字を大きく、文字を少なく、文字数を減らして写真を大きくするなど手に取ってもらえるように高校生の意見を反映した。

議会だよりのタイトルを「みんなのぎかい」と変更し、表紙の写真を一般公募した。これまで12名37枚の写真が寄せられており、時期を見据えながら選定している。

紙面のフルカラー化を行い、三常任委員会の取り組みを色分けするなど工夫をしたり、一般質問や代表質問にQRコードをつけてホームページでの動画視聴に繋げたりしている。

### ○議会報告会の開催

議会報告会を連合町内会と共催して行っている。広報公聴特別委員会が主に担当し、全議員で役割分担して運営。議会報告だけだと、一方的な説明になりがちなので、複数のグループに分かれて車座方式で地域の課題など意見交換を行っている。

コロナ禍ということもあり、議会報告会と懇談会の模様を動画で撮影し、YouTubeで動画配信なども行った。

### ○高校生との意見交換会を実施

主に生徒会の皆さんと議会報の感想や市議会のイメージ、高校生が思う議会の在り方について話し合った。高校生からは具体的な人数や金額をもっと掲載してはどうかとか、普段の活動の様子、SNSの活用などの意見があった。

### ■所見

兵庫県洲本市の議会改革の取り組みについて視察してきました。議会基本条例に基づき、市民に開かれた議会を目指して議員自ら汗を流し、市民に手作りの議会報や議会報告会を町内会と連携して開催するなど、議員の熱意を改めて感じさせていただきました。様々な手法はあると思いますが、高校生との意見交換といった主権者教育にも熱心に取り組んでおり、「市民に見える活動」として議会一丸となって取り組む姿勢やその重要性を改めて学ぶ機会となりました。



視察研修先・大阪府大東市
視察研修項目・「議会運営全般、通年議会、休日・夜間議会、議会報告会、政策意見交換会、市民レポーター」等について
報告者・早坂 貴敏
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>■視察に至る背景</p> <p>恵庭市議会では、現在、議会基本条例の制定に向けて取り組んでおりますが、あくまでも条例制定が目的ではなく、条例に基づきどのような取り組みを市民に行っていくかが極めて重要です。</p> <p>■視察の目的</p> <p>大阪府大東市では、通年議会を先駆的に取り入れるとともに、夜間・日曜議会の開催や議場コンサート、出前議会報告会など、市民に開かれた議会に向けて精力的に取り組んでいます。これらの取り組みを調査・研究することにより、恵庭市の更なる議会改革の発展につなげる事を視察目的とします。</p> <p>■主な内容</p> <p>○通年議会の開催とメリット</p> <p>通年議会は、議会の会期を一年とし、その間は議会の判断で必要に応じて会議を開ける制度としている。これによって招集手続きを経ずに議長の権限で随時本会議を開催することができ、災害時等の有事の際の突発的な事件や緊急的な行政課題等が発生した場合の臨時会招集がなくとも速やかな対応が期待される。また、随時に委員会の所管事務調査や時機を逸せず詳細に調査することが可能となり、委員会活動を充実につなげることが考えられる。</p> <p>○通年議会の課題</p> <p>年間議事予定にない急遽の開催の場合、定足数に達せず琉海の恐れがあることや執行部の行政効率に影響を及ぼすことが考えられる。また、専決処分がなくなれば自然災害等の迅速な対応が求められる際、議会对応を優先する余り現場対応に遅れが生じ、市民の利益を損なう可能性がある。</p> <p>○夜間・日曜議会の開催</p> <p>就労者層の傍聴が難しいことから、より多くの市民に対して開かれた議会の構築に向けて平成12年の9月から夜間・日曜議会を年一回行っている。さらに、傍聴者の促進に向けて会議の休憩時間を活用し、議場コンサートや議場講演会を行っている。</p>

#### ○出前議会報告会

「開かれた議会」を目指し、様々な議会改革に取り組んでいるが、より一層市民と議会の距離を近づけるために「出前講座」を年二回開催し、市民意見を積極的に取り入れている。

#### ○政策意見交換会

議会側からの一方的な発信ではなく、市民の声に耳を傾け、意見交換を通しての提案や要望を議会として検討し、市政に反映することを目的に実施している。

#### ○政策タウンミーティング

区長会や連合婦人会、商工会議所や体育協会などの各種団と政策的な意見交換会を開催することにより、市民に寄り添った政策提案、より求められる議会改革の推進につなげている。

#### ○市議会市民レポーター

平成20年の行政視察を機会に平成22年から導入した。平成23年から市民に対して公募による募集を行い、定数およそ10名、平日の議会傍聴が可能で18歳以上の市民及び職員や各種議員等に該当しない人から選定。

#### ■所見

大阪府大東市の議会改革の取り組みについて視察してきました。平成12年から市民に開かれた議会に向けて夜間・日曜議会の開催を先駆的に取り入れるとともに、市民や各種団体との意見交換を積極的に行うなど、市民目線の議会改革の取り組みは大変共感すべき点がありました。とりわけ、通年議会については、議会運営における課題に目を向け、市民に信頼され、より必要とされる議会活動に寄与していることが分かりました。今回の改革のメリットや課題についてもしっかりと検証し、恵庭市議会の更なる議会改革につなげていきたいと思えます。

<p>視察研修先・京都府亀岡市</p>
<p>視察研修項目・「議会運営全般、議会基本条例、通年議会、文書質問、議会報告会、わがまちトーク、議会が行うパブリックコメント」について</p>
<p>報告者・早坂 貴敏</p>
<p>＊議員個々の考察と見解＊</p> <p>■視察に至る背景</p> <p>恵庭市議会では、現在、議会基本条例の制定に向けて取り組んでおりますが、あくまでも条例制定が目的ではなく、条例に基づきどのような取り組みを市民に行っていくかが極めて重要です。</p> <p>■視察の目的</p> <p>京都府亀岡市では、平成10年に「地方分権と市議会の活性化」について全国でも先駆的に議論を進められ、議会の情報公開や通年議会、議会報告会の開催など議会改革に積極的に取り組んで言います。これらの先進的な取り組みを調査・研究することにより、恵庭市の更なる議会改革につなげる事を視察目的とします。</p> <p>■主な内容</p> <p>○議会基本条例の制定</p> <p>平成22年10月に制定。議会基本条例制定特別委員会を平成21年12月に設置し、合計17回の開催で議論を深めるとともに、パブリックコメントや条例案説明会を市内七会場で実施した。(パブコメは23件、説明化は121名の参加) また、条例については二年ごとに取り組みについて検証しながら見直しを行っている。</p> <p>○議会報告会等の開催</p> <p>議会基本条例の制定以降、平成22年11月から平成29年まで毎年議会報告会を開催し、延べ人数で1,000人を超える市民の参加に対して議会活動の報告を行っている。また、平成27年から「わがまちトーク」を開催し、NPOや自治会、成人式実行委員会、高校生と様々な団体との意見交換会を実施している。</p> <p>○政策研究会</p> <p>平成24年から同一の会派に属さない議員3名以上が、政策研究のテーマと期間を設定し、会派代表者会議を通して参加する議員を呼びかけ、賛同する議員により結成。これまで児童虐待及びいじめ防止条例や農林観光政策、LGBTQ+に関する政策研究を行っている。</p>

### ○通年議会と文書質問

平成30年6月から定例会の会期を概ね一年間（6月～3月末）とし、会期中は必要に応じて議会の判断でいつでも会議を開くことが出来る。これまで閉会中に市長に専決処分していた議案等を迅速に審議できる体制を整え、議会機能を高めた。

議案審査や一般質問については従来通り、6月、9月、12月、3月に本会議を開催し、その他の期間中に市長から議案が提出される場合は「特別議会」を開き、迅速に審査している。また、同様に「文書質問」を取り入れ、本会議の開催以外でも一般事務について質問を行うことができるようにしている。作成は質問様式を用いて行い、質問書の送付及び回答は議長を経て行われる。回答期限は二週間を基本としているが、内容によっては延長可能とし、議長が決定する。議長は質問書及び回答について都度各議員に配布し、次の本会議で報告を行い、会議録に掲載している。

### ○主権者教育の実施

平成27年には子ども議会を開催し、市内18小学校の24名の児童から質問や自由討議を行った。また、平成28年には高校生議会、平成30年には中学生議会を開催するとともに、様々な世代ごとに議員との意見交換を行い、主権者教育を実施した。

### ○ICTの活用

平成26年から市議会フェイスブックを開設し、記事の掲載は議員がすべて行い、管理権限は議長、議会運営委員長、広報広聴会議正副委員長、その他管理者が認めたものとしている。また、平成28年には市議会だよりのアプリ配信を行い、手軽にスマートフォンで閲覧できる工夫を行った。

### ○休日議会の開催

平成14年12月に日曜議会を開催し、傍聴者74人が参加。平成22年に土曜議会59人、平成24年に土曜議会96人、平成25年に土曜議会25人と行ってきたが、傍聴者の減少により休日開催の費用対効果が見られない事と、昨今のコロナの影響で近年は未実施となっている。

### ■所見

京都府亀岡市の議会改革の取り組みについて視察してきました。議会基本条例に基づき、精力的に議会報告会等を開催しながら市民との意見交換をおこなうとともに、議会機能を高める通年議会や文書質問などを取り入れ、議会機能をさらに高めるための議員の姿勢と熱意を感じさせていただきました。改めて、議員自らが行動していくことの重要性を再認識させていただきました。